

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2026年9月17日

【発行者名】

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小松 薫夜

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】

笹倉 里奈

（連絡場所）

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】

03-6736-2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】

J Pモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】当初申込期間：1,000億円を上限とします。
継続申込期間：2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

I. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2026年1月20日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

II. 【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）ファンドの目的及び基本的性格

（ハ）基本的性格

<訂正前>

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

＊1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

（略）

＊2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

（略）

注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

<訂正後>

一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

＊1 商品分類の定義（一般社団法人資産運用業協会—商品分類に関する指針）

（略）

＊2 属性区分の定義（一般社団法人資産運用業協会—商品分類に関する指針）

（略）

注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人資産運用業協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.imaj.or.jp/>

（二）ファンドの特色

（略）

● 上場投資信託証券（ETF）の概要

<訂正前>

（略）

運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*2（米国法人）（以下「JPMIM社」という場合があります。） 2025年12月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。
------	---

（略）

- ② 当ファンドは、年4回（3月、6月、9月、12月の各18日*）の決算時に分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、設定後の初回決算時（2026年6月）には分配を行いません。

（以下略）

<訂正後>

（略）

運用会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*2（米国法人）（以下「JPMIM社」という場合があります。） 2026年6月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。
------	--

（略）

- ② 当ファンドは、年4回（3月、6月、9月、12月の各18日*）の決算時に分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

（以下略）

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

2026年2月20日 当ファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始（予定）

<訂正後>

2026年2月20日 当ファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

（3）ファンドの仕組み

（ハ）委託会社の概況

<訂正前>

- ① 資本金 2,218百万円（2025年11月末現在）

（略）

- ⑤ 大株主の状況（2025年11月末現在）

（以下略）

<訂正後>

- ① 資本金 2,218百万円（2026年7月末現在）
（略）
- ⑤ 大株主の状況（2026年7月末現在）
（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

<訂正前>

（イ）当ファンドの運用体制

以下は、当ファンドの運用開始日から予定しているマザーファンドにおける運用体制です。

- ① 委託会社の運用商品管理部門（約30名（2025年10月末現在））に所属する、ポートフォリオ・マネジャーが当ファンドの運用を行います。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2025年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ロ）上場投資信託証券（E T F）の運用体制

- ① J P M I M社のグローバル債券運用部門に所属するグローバル・ハイイールド社債運用チーム（約20名（2025年10月末現在））が運用を担当します。

②、③、（略）

④（略）

- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2025年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（イ）当ファンドの運用体制

- ① 委託会社の運用商品管理部門（約30名）に所属する、ポートフォリオ・マネジャーが当ファンドの運用を行います。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（ロ）上場投資信託証券（E T F）の運用体制

① J P M I M社のグローバル債券運用部門に所属するグローバル・ハイイールド社債運用チーム（約20名）が運用を担当します。

②、③、（略）

④（略）

・ コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

（略）

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（5）投資制限

<訂正前>

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（J Pモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・為替ヘッジあり）信託約款（以下「信託約款」といいます。））

（略）

⑭ 分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）（略）

①（略）

②（略）

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

<訂正後>

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（J Pモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・為替ヘッジあり）信託約款（以下「信託約款」といいます。））

（略）

⑭ 分散投資規制の管理

一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることと

なった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) (略)

① (略)

② (略)

③ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（1）リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

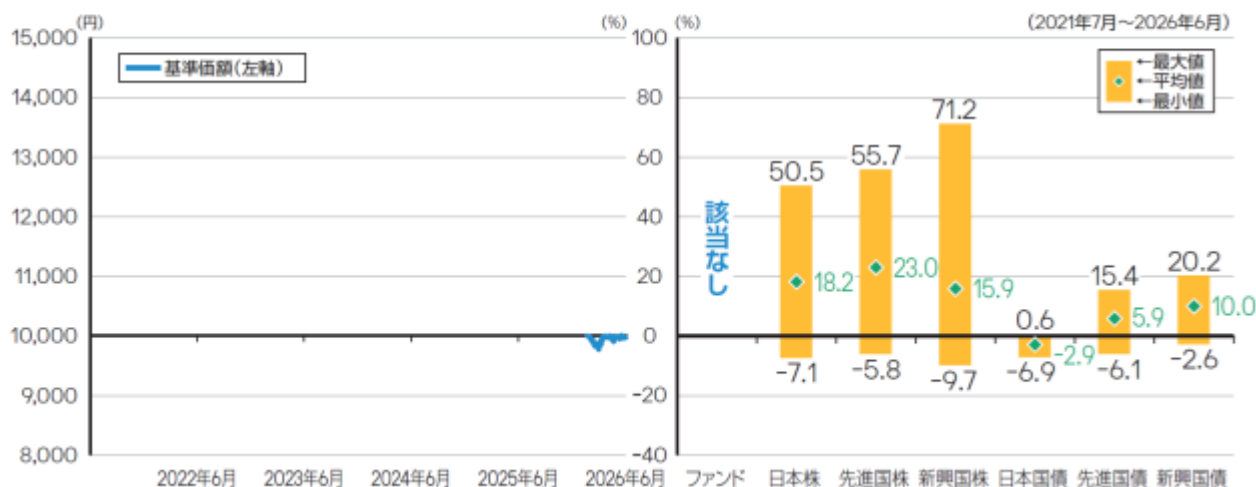
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2021年7月～2026年6月の5年間における、ファンドの基準価額(日次)、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

以下は、当ファンドの運用開始日から投資することを予定している当ファンドにおけるリスク管理体制です。

(略)

(2025年12月末現在)

(略)

- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

(略)

（ハ）流動性リスクの管理

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、当ファンドおよびE T Fの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびE T Fの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミッティは、当ファンドおよびE T Fの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（2026年6月末現在）

（略）

- ・コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

（略）

（ハ）流動性リスクの管理

委託会社のグループ内の他の会社は、当ファンドおよびE T Fの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびE T Fの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミッティは、当ファンドおよびE T Fの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年11月末現在適用されるものです。

（略）

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*1を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および

地方税5%）*2となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記「（ハ）損益通算について」をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）*2の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 2037年12月31日までの税率です。

（ハ）損益通算について

（略）

（二）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「NISA」の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2025年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 2037年12月31日までの税率です。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの運用は、2026年2月20日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。

<訂正後>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2026年7月末現在適用されるものです。

（略）

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記「（ハ）損益通算について」をご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

* 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

（ハ）損益通算について

（略）

（二）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「NISA」の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2026年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率0.66%	年率0.53%	年率0.13%

対象期間：2026年2月20日～2026年6月18日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（１）投資状況

（2026年7月17日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	イギリス	166,335,812	94.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	9,762,582	5.54
合計(純資産総額)		176,098,394	100.00

（注１）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（注２）上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（2026年7月17日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	イギリス	投資証券	JPM USD HY BOND UCITS-ETF	99,926	1,691.72	169,047,722	1,664.58	166,335,812	94.46

（注）上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

種類別投資比率

（2026年7月17日現在）

種類	投資比率（％）
投資証券	94.46

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）運用実績**① 純資産の推移**

2026年7月17日および設定来における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(2026年6月18日)	176	176	0.9985	0.9985
	2026年2月末日	156	—	0.9985	—
	2026年3月末日	153	—	0.9786	—
	2026年4月末日	176	—	0.9977	—
	2026年5月末日	176	—	1.0002	—
	2026年6月末日	176	—	0.9973	—
	2026年7月17日	176	—	0.9973	—

（注）純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

② 分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	—

③ 収益率の推移

期	収益率（％）
第1特定期間	△0.15

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当初設定時の基準価額を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を当初設定時の基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	176,571,993	—	176,571,993

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

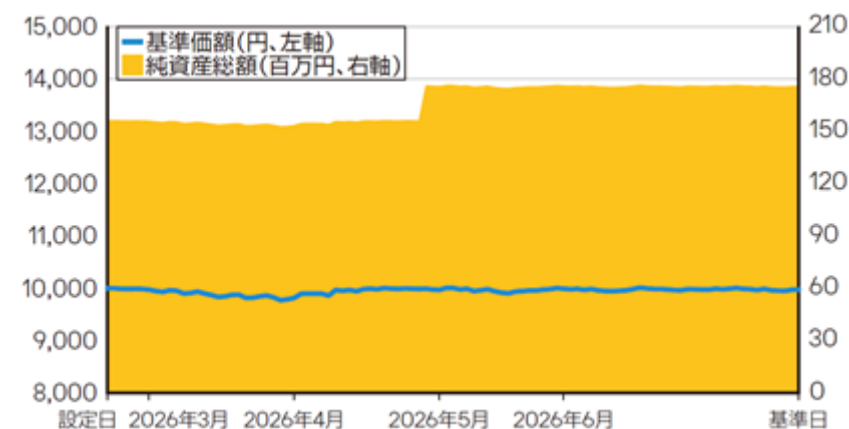
（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2026年7月17日	設定日	2026年2月20日
純資産総額	176百万円	決算回数	年4回

基準価額・純資産の推移



*基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
1期	2026年6月	—
	設定来累計	—

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

種類別構成状況

種類	投資比率※2
投資証券	94.5%

国（地域）別構成状況

投資国/地域※1	投資比率※2
アイルランド	94.5%

通貨別構成状況

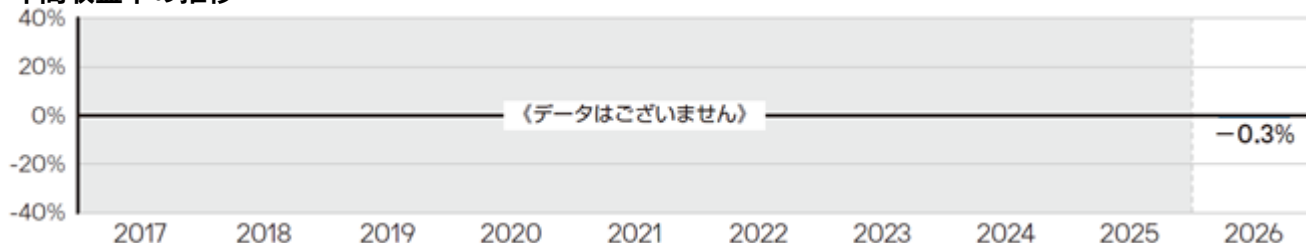
通貨	投資比率※2
米ドル	94.5%

*ファンドにおいて、為替ヘッジを行っています。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	投資国/地域※1	通貨	投資比率※2
1	JPMorgan USD High Yield Bond Active UCITS ETF	投資証券	アイルランド	米ドル	94.5%

年間収益率の推移



*年間収益率（%）＝（年末営業日の基準価額÷前年末営業日の基準価額－1）×100

*2026年の年間収益率は設定日から2026年7月17日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページにおける「ファンド」は、J Pモルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・為替ヘッジあり）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国/地域に基づいて分類しています。

※2 ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（1）資産の評価

<訂正前>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2) (3) (略)

(4) 計算期間

(略)

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として3月、6月、9月、12月の各18日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。なお、初回決算日は2026年6月18日です。

<訂正後>

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

(2) (3) (略)

(4) 計算期間

(略)

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として3月、6月、9月、12月の各18日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
なお、当ファンドの第1特定期間は信託約款第34条により、2026年2月20日から2026年6月18日までとしております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（2026年2月20日から2026年6月18日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【J P モルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・為替ヘッジあり）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期 (2026年6月18日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,174,211
コール・ローン	2,001,043
投資証券	175,336,645
派生商品評価勘定	4,100
未収利息	46
流動資産合計	178,516,045
資産合計	178,516,045
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,914,840
未払受託者報酬	11,681
未払委託者報酬	274,584
流動負債合計	2,201,105
負債合計	2,201,105
純資産の部	
元本等	
元本	※ 1 176,571,993
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △257,053
元本等合計	176,314,940
純資産合計	176,314,940
負債純資産合計	178,516,045

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 (自 2026年 2月20日 至 2026年 6月18日)
営業収益	
受取利息	17,113
有価証券売買等損益	1,721,237
為替差損益	△1,612,227
営業収益合計	126,123
営業費用	
受託者報酬	11,681
委託者報酬	※ 1 274,584
その他費用	※ 3 68,871
営業費用合計	355,136
営業利益又は営業損失（△）	△229,013
経常利益又は経常損失（△）	△229,013
当期純利益又は当期純損失（△）	△229,013
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,040
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,040
分配金	※ 2 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△257,053

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当期（2026年6月18日現在）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	当期 (2026年6月18日現在)
※1 期首元本額	156,543,954円
期中追加設定元本額	20,028,039円
期中一部解約元本額	－円
※2 元本の欠損	257,053円
受益権の総数	176,571,993口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.9985円 (9,985円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当期 (自 2026年2月20日 至 2026年6月18日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率 0.0075%を乗じて得た額
※2 分配金の計算過程	(自 2026年2月20日 至 2026年6月18日)
費用控除後の配当等収益額	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円
収益調整金額	－円
分配準備積立金額	－円
当ファンドの分配対象収益額	－円
当ファンドの期末残存口数	176,571,993口
1万口当たり収益分配対象額	－円
1万口当たり分配金額	－円
収益分配金金額	－円
※3 その他費用の内訳	カストディフィー 61,171円 その他 7,700円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

II 金融商品の時価等に関する事項

	当期 (2026年6月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	当期 (2026年6月18日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	1,915,783
合計	1,915,783

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	当期(2026年6月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	583,339	—	587,439	4,100
	売建				
	アメリカドル	175,338,409	—	177,253,249	△1,914,840
合計		175,921,748	—	177,840,688	△1,910,740

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表（2026年６月18日現在）****（イ）株式**

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	JPM USD HY BOND UCITS-ETF		104,719	1,090,334.22	
	計	銘柄数：	1	104,719	1,090,334.22	
					(175,336,645)	
		組入時価比率：	99.4%		100.0%	
	合計				175,336,645	
					(175,336,645)	

(注) 各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年7月17日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	176,748,856	円
II 負債総額	650,462	円
III 純資産総額(I － II)	176,098,394	円
IV 発行済口数	176,581,720	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.9973	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

① 資本金の額（2026年7月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項：経営委員会

（ロ）リスクおよびコントロールにかかる重要な事項：AMJコントロール・ミーティング

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部

（a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室、インベストメント・スチュワードシップ部および株式インベストメント・スペシャリスト室で構成されます。

（b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。

（d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。

（e）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。

1. スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。

2. スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。

3. スチュワードシップ活動に関して、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

(f) 株式インベストメント・スペシャリスト室は、委託会社および海外関係会社が運用する株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(ロ) 前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、グローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

(注) 前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2026年7月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	62	932,294
公募単位型株式投資信託	—	—
公募追加型債券投資信託	—	—
公募単位型債券投資信託	—	—
私募投資信託	74	4,458,285
総合計	136	5,390,579
親投資信託	44	

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,458,418	14,412,748
前払費用	10,644	22,692
未収入金	2,574	450,333
未収委託者報酬	2,336,203	2,737,068
未収収益	2,760,032	3,575,128
その他	121	130
流動資産合計	22,567,995	21,198,102
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	564,022	8,146,829
敷金保証金	33,029	36,311
前払年金費用	271,593	323,529
繰延税金資産	1,027,949	776,758
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	1,962,094	9,348,928
固定資産合計	1,962,094	9,348,928
資産合計	24,530,090	30,547,031
負債の部		
流動負債		
預り金	318,901	319,566
未払金	1,767,556	2,080,009
未払手数料	1,023,384	1,141,210
その他未払金	744,172	938,798
未払費用	337,070	427,358
未払法人税等	1,326,824	1,323,191
賞与引当金	1,227,784	1,439,341
役員賞与引当金	93,007	87,488
流動負債合計	5,071,146	5,676,954
固定負債		
長期未払金	271,705	304,801
賞与引当金	781,573	947,765
役員賞与引当金	127,648	174,973
固定負債合計	1,180,926	1,427,540
負債合計	6,252,073	7,104,495

(単位：千円)

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,026,340	19,312,331
利益剰余金合計	15,060,016	19,346,007
株主資本合計	18,278,016	22,564,007
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	878,527
評価・換算差額等合計	0	878,527
純資産合計	18,278,017	23,442,535
負債・純資産合計	24,530,090	30,547,031

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）	第36期 （自2025年4月1日 至2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,322,859	12,495,436
運用受託報酬	10,527,583	12,493,287
投資助言報酬	2,431,087	1,311,551
業務受託報酬	3,080,877	3,789,625
その他営業収益	322,864	358,488
営業収益合計	27,685,272	30,448,390
営業費用		
支払手数料	5,572,838	6,250,821
広告宣伝費	143,966	274,466
調査費	3,411,811	3,699,195
委託調査費	2,892,042	3,222,148
調査費	516,298	473,270
図書費	3,470	3,775
委託計算費	289,112	304,516
営業雑経費	131,943	126,459
通信費	7,350	6,919
印刷費	93,620	88,573
協会費	30,972	30,966
営業費用合計	9,549,672	10,655,460
一般管理費		
給料	6,706,266	7,334,060
役員報酬及び賞与	321,547	510,918
給料・手当	3,239,271	3,542,411
賞与	1,899,386	1,645,484
賞与引当金繰入額	1,169,682	1,531,679
役員賞与引当金繰入額	76,377	103,565
福利厚生費	430,971	494,572
交際費	12,728	23,471
寄付金	670	869
旅費交通費	198,018	280,658
租税公課	220,229	246,975
不動産関連費用	921,620	895,414
退職給付費用	210,077	229,579
退職金	131,143	160,833
消耗器具備品費	11,337	11,585
事務委託費	199,208	229,033
関係会社等配賦経費	2,979,703	2,640,024
諸経費	94,517	86,789
一般管理費合計	12,116,492	12,633,869
営業利益	6,019,106	7,159,060

(単位：千円)

	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第36期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	※ 1 310,792	32,274
投資有価証券売却益	43	2
その他営業外収益	49,578	27,093
営業外収益合計	360,414	59,370
営業外費用		
投資有価証券売却損	5	—
為替差損	33,267	43,174
関係会社等配賦経費	—	666,741
その他営業外費用	11,658	2
営業外費用合計	44,931	709,918
経常利益	6,334,590	6,508,512
税引前当期純利益	6,334,590	6,508,512
法人税、住民税及び事業税	2,087,423	2,270,493
過年度法人税等	—	105,205
法人税等調整額	11,251	△153,178
法人税等合計	2,098,675	2,222,521
当期純利益	4,235,915	4,285,991

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,700,000	△2,700,000	△2,700,000
当期純利益	—	—	—	—	4,235,915	4,235,915	4,235,915
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	1,535,915	1,535,915	1,535,915
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,026,340	15,060,016	18,278,016

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	—	—	16,742,101
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△2,700,000
当期純利益	—	—	4,235,915
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,535,915
当期末残高	0	0	18,278,017

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,026,340	15,060,016	18,278,016
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	4,285,991	4,285,991	4,285,991
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	4,285,991	4,285,991	4,285,991
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	19,312,331	19,346,007	22,564,007

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	0	0	18,278,017
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純利益	—	—	4,285,991
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	878,527	878,527	878,527
当期変動額合計	878,527	878,527	5,164,518
当期末残高	878,527	878,527	23,442,535

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたものの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたものの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第36期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
関係会社からの受取配当金	260,000千円	一千円

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	47,987	2024年3月31日	2024年6月25日

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

該当ありません。

（リース取引関係）

第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第36期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料は以下のとおりであり ます。
1年以内 1,646千円	1年以内 685千円
1年超 685千円	1年超 一千円
合計 2,332千円	合計 685千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

第35期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	271,705	271,705	—
負債計	271,705	271,705	—

第36期（2026年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	7,623,907	7,623,907	—
資産計	7,623,907	7,623,907	—
長期未払金	304,801	304,801	—
負債計	304,801	304,801	—

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 第35期（2025年3月31日）	貸借対照表計上額 第36期（2026年3月31日）
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	564,012	522,921

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第35期（2025年3月31日）

金額的重要性が低いため注記を省略しております。

第36期（2026年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	7,623,907	—	7,623,907
資産計	—	7,623,907	—	7,623,907

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第35期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	271,705	—	271,705
負債計	—	271,705	—	271,705

第36期（2026年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	304,801	—	304,801
負債計	—	304,801	—	304,801

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期（2025年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,458,418	—	—	—
未収委託者報酬	2,336,203	—	—	—
未収収益	2,760,032	—	—	—
合計	22,554,655	—	—	—

第36期（2026年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,412,748	—	—	—
未収委託者報酬	2,737,068	—	—	—
未収収益	3,575,128	—	—	—
合計	20,724,946	—	—	—

（有価証券関係）

1. 関係会社株式

関係会社株式（第35期および第36期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（2025年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 564,012千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	10	10	0
合計		10	10	0

第36期（2026年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 522,921千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	7,181,502	5,891,000	1,290,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	442,404	450,010	△7,605
合計		7,623,907	6,341,010	1,282,897

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	2,100	43	△5

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	10	2	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,729,556	1,704,161
勤務費用	168,347	168,588
利息費用	25,078	39,195
数理計算上の差異の発生額	△114,945	△148,271
退職給付の支払額	△124,168	△73,508
過去勤務費用の当期発生額	20,293	—
退職給付債務の期末残高	1,704,161	1,690,166

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	2,046,891	2,111,592
期待運用収益	14,328	16,892
数理計算上の差異の発生額	△22,434	3,419
事業主からの拠出額	196,976	215,250
退職給付の支払額	△124,168	△73,508
年金資産の期末残高	2,111,592	2,273,647

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,704,161	1,690,166
年金資産	△2,111,592	△2,273,647
	△407,430	△583,480
未認識数理計算上の差異	135,837	277,708
未認識過去勤務費用	—	△17,757
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△271,593	△323,529
前払年金費用	△271,593	△323,529
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△271,593	△323,529

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第36期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	168,347	168,588
利息費用	25,078	39,195
期待運用収益	△14,328	△16,892
数理計算上の差異の費用処理額	△25,676	△30,113
過去勤務債務の費用処理額	—	2,536
その他（注1）	△187	△1,303
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用（注2）	153,234	162,011

（注1）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

（注2）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
債券	25%	19%
現金及び預金等	75%	81%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	1.45%	2.30%
長期期待運用収益率	0.70%	0.80%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第35期事業年度56,842千円、第36期事業年度67,567千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	576,669	744,000
未払費用	121,567	129,061
未払事業税	74,447	77,111
長期前払費用	122,709	122,832
減価償却超過額	215,581	207,807
その他	5,692	8,009
繰延税金資産小計	1,116,667	1,288,823
評価性引当額	△5,556	△5,719
繰延税金資産合計	1,111,111	1,283,104
繰延税金負債		
前払年金費用	△83,161	△101,976
その他有価証券評価差額金	—	△404,369
繰延税金負債合計	△83,161	△506,345
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	1,027,949	776,758

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第35期 (2025年3月31日)	第36期 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.17%	3.69%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	△1.50%	△0.15%
評価性引当額	—	△1.42%
住民税等均等割	0.03%	0.04%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.24%	—
過年度法人税等	0.06%	1.75%
その他	△0.02%	△0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.12%	34.15%

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	11,322,859	10,162,792	1,045,379	3,080,877	322,864	25,934,773
成功報酬	—	364,790	1,385,708	—	—	1,750,499
合計	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	12,495,436	12,422,539	1,201,309	3,789,625	358,488	30,267,400
成功報酬	—	70,748	110,241	—	—	180,989
合計	12,495,436	12,493,287	1,311,551	3,789,625	358,488	30,448,390

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	その他	合計
16,011,271	3,228,011	2,862,604	5,583,384	27,685,272

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,206,630	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	2,774,619	資産運用業

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	12,495,436	12,493,287	1,311,551	3,789,625	358,488	30,448,390

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	香港	ルクセンブルク	その他	合計
16,210,491	3,918,791	3,780,586	3,185,174	3,353,346	30,448,390

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,899,277	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	3,678,582	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l.	3,185,174	資産運用業

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	240,964 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	485,685

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社 が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,638,154	未収収益	288,008
最終的な親会社 が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港 セントラル	2,790 百万香港 ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,468,598	未収収益	215,435

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第36期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	277,794 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	511,456

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	3,032,003	未収収益	356,168
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港 セントラル	2,790 百万香港 ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	3,230,034	未収収益	310,000
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l.	ルクセンブルク大公国 センニンゲル ベルク	10百万 ユーロ	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	1,932,243	未収収益	304,448
最終的な親会社が同一である会社	J.P. Morgan Investment Management Inc.	米国 ニューヨーク	4百万 米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	関係会社等配賦経費	666,741	未収入金	442,712

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び関係会社等配賦経費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第35期 (自2024年４月１日 至2025年３月31日)	第36期 (自2025年４月１日 至2026年３月31日)
１株当たり純資産額	324,855.90円	416,645.08円
１株当たり当期純利益	75,285.08円	76,175.08円

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第35期 (自2024年４月１日 至2025年３月31日)	第36期 (自2025年４月１日 至2026年３月31日)
損益計算書上の当期純利益	4,235,915千円	4,285,991千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,235,915千円	4,285,991千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>**（1）受託会社**

- ① 名 称 みずほ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 247,369百万円（2026年3月末現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：株式会社日本カストディ銀行

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年8月28日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 見 昂 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P モルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・ヘッジあり）の2026年2月20日から2026年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・米国ハイ・イールド債券ファンド（年4回決算・ヘッジあり）の2026年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴 田 光 夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 見 昂 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。